

インターネットを利用した選挙運動一覧

できること/できないこと		政党等	候補者	一般有権者
ウェブサイト等 を用いた選挙運 動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（ツイッター、フェイス ブック等）※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※2	△※2	△※2
電子メールを用 いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを 添付したメールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メ ールの転送	△	△	×

※1 メッセージ機能を含みます。

※2 著作隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可能です。

【ウェブサイト等の定義】

インターネット等を利用する方法のうち、電子メール（SMTP方式といわゆるSMSなどの電話番号方式。）を利用する方法を除いたものです。

【電子メールの定義】

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）第2条第1号に規定する電子メールです。具体的には、①シンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式（SMTP方式）、②携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式（電話番号方式）の2つです。